

事務連絡
平成26年5月7日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その6）

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成26年厚生労働省告示第57号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）等により、平成26年4月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義照会資料を別添のとおり取りまとめたので、参考までに送付いたします。

医科診療報酬点数表関係

【在宅患者訪問診療料】

（問１）在宅患者訪問診療料２を算定する場合に記載する「別紙様式１４」について、「診療報酬明細書に添付する、又は別紙様式１４のとおりの内容が記載された症状詳記を添付すること。」とあるが、平成２６年４月診療分から添付することとなるのか。

（答）在宅患者訪問診療料２を算定する場合に記載する「別紙様式１４」については、「疑義解釈資料の送付について（その４）」（平成２６年４月２３日付事務連絡）において、①診療報酬明細書の症状詳記に記載することで電子請求を行うことが可能であること、②当該医療機関で用いている訪問診療計画等の様式が「別紙様式１４」の内容を全て含んでいる場合は、当該訪問診療計画等をコピーして紙で、診療報酬明細書に添付することが可能であること等を示したところである。

「別紙様式１４」については、本来は平成２６年４月診療分から添付するものであるが、電子請求を行うための準備期間等を考慮し、平成２６年９月診療分までは添付を省略してもやむを得ないものである。